

<p>商务部 人民银行 国资委 银监会 证监会 保监会 外汇局关于印发《对外投资备案（核准）报告暂行办法》的通知 商合发〔2018〕24号</p> <p>国务院各部委、各直属机构，各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门，中央企业：</p> <p>根据中央深改组第三十五次会议精神和国务院关于规范企业海外经营行为的有关要求，为加强对外投资备案（核准）报告管理工作，建立健全部门间信息统一归集和共享机制，切实防范风险，促进对外投资健康有序发展，商务部、人民银行、国务院国资委、银监会、证监会、保监会、国家外汇局制定了《对外投资备案（核准）报告暂行办法》，现予以印发，请贯彻执行。</p> <p>附件： 对外投资备案（核准）报告暂行办法</p> <p style="text-align: right;">商务部 人民银行 国资委 银监会 证监会 保监会 外汇局 2018年1月18日</p> <p style="text-align: center;">对外投资备案（核准）报告暂行办法</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为进一步完善对外投资管理制度，有效防范风险，引导对外投资健康有序发展，推进“一带一路”建设顺利实施，依据有关规定和规范企业海外经营行为的相关要求，制定本《办法》。</p> <p>第二条 本办法所称对外投资备案（核准），系指境内投资主体在境外设立（包括兼并、收购及其他方式）企业前，按规定向有关主管部门提交相关信息和材料；符合法定要求的，相关主管部门为其办理备案或核</p>	<p>商務部 人民銀行 國資委 銀監會 証監會 保監會 外管局：《對外投資備案（認可）報告暫定弁法》印刷・公布に関する通知 商合発〔2018〕24号</p> <p>國務院各部委委員會・各直屬機構、各省・自治区・直轄市・計画単列市および新疆生産建設兵団の商務主管部門、中央企業：</p> <p>中央全面深化改革指導グループ第35回会議の主旨および國務院の企業の国外經營行為の規範化に関する関連要求に基づき、對外投資備案（認可）報告管理業務を強化し、部門間の情報の統一的収集および共有メカニズムを構築・整備し、リスクを適切に防止し、對外投資の健全かつ秩序立った発展を促進するため、商務部・人民銀行・國務院國資委・銀監會・証監會・保監會・国家外管局は、《對外投資備案（認可）報告暫定弁法》を制定し、ここに印刷・公布するため、徹底・執行されたい。</p> <p>付屬文書： 對外投資備案（認可）報告暫定弁法</p> <p style="text-align: right;">商務部 中国人民銀行 國務院国有資産監督管理委員會 中国銀行業監督管理委員會 中国証券監督管理委員會 中国保險監督管理委員會 国家外貨管理局 2018年1月18日</p> <p style="text-align: center;">對外投資備案（認可）報告暫定弁法</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 對外投資管理制度をさらに完備し、リスクを有効に防止し、對外投資の健全かつ秩序立った発展を先導し、「一带一路」建設の円滑な実施を推進するため、関連規定および企業の国外經營行為規範化の関連要求に基づき、本《弁法》を制定する。</p> <p>第二条 本弁法でいう對外投資備案（認可）とは、国内投資主体が国外において企業を設立する（合併・買収およびその他方式を含む）前に、規定に基づき関連主管部門に關連情報および資料を提出する；法定</p>
--	--

<p>准。</p> <p>前款所述境内投资主体是指开展对外投资活动的境内机构，另有规定的除外；前款所述企业为最终目的地企业，最终目的地指境内投资主体投资最终用于项目建设或持续生产经营的所在地。</p> <p>第三条 境内投资主体在开展对外投资的过程中，按规定向相关主管部门报告其对外投资情况并提供相关信息；相关主管部门依据其报告的情况和信息制定对外投资政策，开展对外投资监督、管理和服务。</p> <p>第四条 对外投资备案（核准）报告工作由各部门分工协作，实行管理分级分类、信息统一归口、违规联合惩戒的管理模式。商务部牵头对外投资备案（核准）报告信息统一汇总。</p> <p>商务、金融、国资等主管部门依各自职能依法开展境内投资主体对外投资备案（核准）报告等工作，按照“横向协作、纵向联动”的原则，形成监管合力。</p> <p>第五条 境内投资主体是对外投资的市场主体、决策主体、执行主体和责任主体，按照“政府引导、企业主导、市场化运作”的原则开展对外投资，自主决策，自担风险，自负盈亏。</p> <p>第二章 备案和核准</p> <p>第六条 商务主管部门、金融管理部门依据各自职责负责境内投资主体对外投资的备案或核准管理。国务院国资委负责履行出资人职责的中央企业对外投资的监督管理。</p> <p>相关主管部门应根据各自职责按照“鼓励发展+负面清单”的模式建立健全相应的对外投资备案（核准）办法。</p>	<p>の要求に合致している場合、関連主管部门が当該主体のために備案あるいは認可を取り扱うことを指す。</p> <p>前項でいう国内投資主体とは、对外投资活動を行う国内機構を指すが、別の規定がある場合は除く；前項でいう企業は最終目的地の企業であり、最終目的地とは、国内投資主体の投資が最終的に用いられるプロジェクト構築あるいは持続的な生産経営の所在地を指す。</p> <p>第三条 国内投資主体は、对外投资を行う過程において、規定に基づき関連主管部门にその对外投资の状況を報告し、併せて関連情報を提供する；関連主管部门はその報告された状況および情報に基づき对外投资政策を制定し、对外投资の監督・管理およびサービスを行う。</p> <p>第四条 对外投资備案（認可）報告業務は、各部門が分担・協力し、等級分類管理・情報の統一集約化・規定違反に対する連合懲戒の管理モデルを実行する。商務部は、对外投资備案（認可）報告の情報統一・総括を主導する。</p> <p>商務・金融・国有資産などの主管部门は、各自の職能に応じて法に基づき国内投資主体の对外投资備案（認可）報告などの業務を行い、「横断的な協力・縦断的な連動」の原則に基づき、監督管理の相乗効果を形成する。</p> <p>第五条 国内投資主体は、对外投资の市場主体・意思決定主体・執行主体および責任主体であり、「政府先導・企業主導・市場化運営」の原則に基づき对外投资を行い、自主的に意思決定し、自らがリスクを負い、自らが損益を負担する。</p> <p>第二章 備案および認可</p> <p>第六条 商務主管部门・金融管理部门は、各自の職責に基づき国内投資主体の对外投资の備案および認可管理の責を負う。國務院国资委は、出資者としての職責を履行する中央企業の对外投资の監督および管理の責を負う。</p> <p>関連主管部门は、各自の職責に応じて「奨励分野の発展+ネガティブリスト」のモデルに基づき相応する对外投资備案（認可）弁法を構築・整備しなければならない。</p>
---	---

第七条 鼓励相关主管部门运用电子政务手段实行对外投资网上备案（核准）管理，提高办事效率，提供优质服务。

第八条 相关主管部门应根据境内投资主体提交的备案（核准）材料进行相关审查；符合要求的，应正式受理，并按有关规定办理。境内投资主体对外投资应提供的材料由相关主管部门规定。

第九条 国务院国资委履行出资人职责的中央企业的对外投资，属于《中央企业境外投资监督管理办法》（国资委令第35号）规定的“特别监管类”项目的，应按照国有资产监督管理要求履行相应手续。

第十条 人民银行、国务院国资委、银监会、证监会、保监会将每个月度办理的对外投资备案（核准）事项情况，于次月15个工作日内通报商务部汇总。商务部定期将汇总信息反馈给上述部门和机构。

第十一条 境内投资主体履行对外投资备案（核准）手续后，应根据外汇管理部门要求办理相关外汇登记。

第三章 报告

第十二条 境内投资主体应按照“凡备案（核准）必报”的原则向为其办理备案（核准）手续的相关主管部门定期报送对外投资关键环节信息。

第十三条 境内投资主体报送的信息包括但不限于以下信息：根据《对外直接投资统计制度》规定应填报的月度、年度信息；对外投资并购前期事项；对外投资在建项目进展情况；对外投资存在主要问题以及遵守当地法律法规、保护资源环境、保障员工合法权益、履行社会责任、安全保护制度落实情况等。

第七条 奨励関連主管部門は、電子政務手段を運用して対外投資オンライン備案（認可）管理を実行し、事務効率を向上させ、良質なサービスを提供する。

第八条 関連主管部門は、国内投資主体が提出する備案（認可）資料に基づき関連審査を行わなければならない；要求に合致する場合、正式に受理し、併せて関連規定に基づき取り扱わなければならない。国内投資主体の対外投資が提供しなければならない資料は、関連主管部門が規定する。

第九条 國務院國資委が出資者としての職責を履行する中央企業の対外投資が、《中央企業國外投資監督管理弁法》（國資委令第35号）の規定する「特別監督管理類」プロジェクトに該当する場合、国有資産監督管理要求に基づき相応する手続を履行しなければならない。

第十条 人民銀行・國務院國資委・銀監会・証監会・保監会は、月次で取り扱った対外投資備案（認可）事項の状況を翌月15営業日以内に総括して商務部に報告する。商務部は、定期的に総括した情報を上述の部門および機構にフィードバックする。

第十一条 国内投資主体は、対外投資備案（認可）手続の履行後、外貨管理部門の要求に基づき関連外貨登記を行わなければならない。

第三章 報告

第十二条 国内投資主体は、「すべての備案（認可）は報告必要」の原則に基づき当該主体のために備案（認可）手続を取り扱う関連主管部門に定期的に対外投資の重要段階における情報を送信・報告しなければならない。

第十三条 国内投資主体が送信・報告した情報は、以下の情報を含むがこれに限らない：《對外直接投資統計制度》の規定に基づき作成・報告しなければならない月次・年次情報；對外投資の合併・買収初期事項；對外投資のプロジェクト構築進捗状況；對外投資における主要問題および当地の法律法規遵守・資源環境保護・従業員の合法的權益保障・社会的責任の履行・安全保護制度の実施状況など。

<p>境内投资主体报送信息的具体内容、途径、频率等由相关主管部门依据职责另行规定。</p> <p>第十四条 人民银行、国务院国资委、银监会、证监会、保监会对负责的境内投资主体报送的对外投资信息，每半年后1个月内通报商务部统一汇总。商务部定期将汇总信息反馈给上述部门。</p> <p>第十五条 商务部建立“境外企业和对外投资联络服务平台”（以下简称平台），相关主管部门可通过平台将对外投资备案（核准）报告信息转商务部，实现信息数据共享，共同做好对外投资监管。</p> <p>第十六条 境内投资主体对外投资出现重大不利事件或突发安全事件时，按“一事一报”原则及时向相关主管部门报送，相关主管部门将情况通报商务部。</p> <p>第十七条 相关主管部门应按照本部门职责和分工，充分利用商务部汇总收集的信息，动态跟踪研判对外投资领域涉及国民经济运行、国家利益、行为规范、安全保护、汇率、外汇储备、跨境资本流动等问题和风险，按轻重缓急发出提示预警，引导企业加强风险管理、促进对外投资健康发展。</p> <p style="text-align: center;">第四章 监管</p> <p>第十八条 相关主管部门应对所负责的对外投资进行监督管理，对以下对外投资情形进行重点督查：</p> <p>（一）中方投资额等值3亿美元（含3亿美元）以上的对外投资；</p> <p>（二）敏感国别（地区）、敏感行业的对外投资；</p> <p>（三）出现重大经营亏损的对外投资；</p> <p>（四）出现重大安全事故及群体性事件的对外投资；</p>	<p>国内投資主体が送信・報告する情報の具体的内容・方法・頻度などは、関連主管部門が職責に基づき別途規定する。</p> <p>第十四条 人民銀行・国務院国資委・銀監会・証監会・保監会は、担当する国内投資主体が送信・報告する对外投资情報に対して、毎半期終了後の1ヶ月以内に統一的に総括して商務部に報告する。商務部は、定期的に総括した情報を上述の部門にフィードバックする。</p> <p>第十五条 商務部は、「国外企業および对外投资連絡サービスプラットフォーム」（以下「プラットフォーム」）を構築し、関連主管部門はプラットフォームを通じて对外投资備案（認可）報告情報を商務部に転送し、情報・データの共有を実現し、对外投资の監督管理を共同で適切に行うことができる。</p> <p>第十六条 国内投資主体の对外投资に重大な不利となる事件あるいは突発的な安全に関する事件が生じた場合、「一事一報（事件毎に報告すること）」原則に基づき遅滞なく関連主管部門に送信・報告し、関連主管部門が状況を商務部に報告する。</p> <p>第十七条 関連主管部門は、本部門の職責および分担に基づき、商務部が総括・収集した情報を十分に利用し、对外投资分野に関わる国民経済の運営・国家利益・行動規範・安全保護・為替レート・外貨準備・クロスボーダー資本流動などの問題およびリスクを動的に追跡・検討評価し、軽重・緩急に応じて事前アラートを提示し、企業のリスク管理強化・对外投资の健全な発展促進を先導する。</p> <p style="text-align: center;">第四章 監督管理</p> <p>第十八条 関連主管部門は、担当する对外投资に対して監督管理を行い、以下の对外投资の状況について重点的な監督検査を行わなければならない：</p> <p>（一）中国当事者の投資額が3億米ドル相当（3億米ドルを含む）以上の对外投资；</p> <p>（二）センシティブ国（地区）・センシティブ業種への对外投资；</p> <p>（三）重大な経営損失が生じた对外投资；</p> <p>（四）重大な安全に関わる事故および「群体性事件」（民衆による集団示威行為など）</p>
--	---

<p>(五) 存在严重违规行为的对外投资；</p> <p>(六) 其他情形的重大对外投资。</p> <p>第十九条 商务部牵头开展对外投资“双随机、一公开”抽查工作，定期进行对外投资备案（核准）报告的真实性和完整性、及时性的事中事后监管工作。相关主管部门应根据各自职责制定相应的“双随机、一公开”抽查工作实施细则并开展抽查工作。</p> <p>第二十条 相关主管部门每半年将重点督查和随机抽查的情况通报商务部汇总。</p> <p>第五章 事后举措</p> <p>第二十一条 境内投资主体未按本《办法》规定履行备案（核准）手续和信息报告义务的，商务部会同相关主管部门视情采取提醒、约谈、通报等措施，必要时将其违规信息录入全国信用信息共享平台，对企业的行政处罚通过国家企业信用信息公示系统记于企业名下并向社会公示。</p> <p>第二十二条 境内投资主体未按本《办法》规定履行备案（核准）手续和信息报告义务，情节严重的，相关主管部门根据各自职责，暂停为其办理对外投资备案（核准）手续，同时采取相应措施。</p> <p>第二十三条 相关主管部门在开展监管工作过程中，如发现境内投资主体存在偷逃税款、骗取外汇等行为，应将有关问题线索转交税务、公安、工商、外汇管理等部门依法处理。</p> <p>第六章 附则</p> <p>第二十四条 中央管理的其他单位对外</p>	<p>が発生した对外投资；</p> <p>(五) 重大な規定違反行為のある对外投资；</p> <p>(六) その他の状況の重大对外投资。</p> <p>第十九条 商務部は、对外投资の「二つの無作為・一括公開（監督管理の対象および検査員を無作為に抽出し、結果を一括公開すること）」抽出検査業務の実施を主導し、对外投资備案（認可）報告の真实性・完全性・適時性に対する期中・事後監督管理業務を定期的に行う。関連主管部門は、各自の職責に応じて、相応する「二つの無作為・一括公開」抽出検査業務の実施細則を制定し、併せて抽出検査業務を行わなければならない。</p> <p>第二十条 関連主管部門は、半年毎に重点監督検査およびランダム抽出検査の状況を商務部に総括して報告する。</p> <p>第五章 事後措置</p> <p>第二十一条 国内投資主体が本《弁法》の規定に基づき備案（認可）手続および情報報告の義務を履行しなかった場合、商務部は、関連主管部門と共同で状況を見て注意喚起・面談・通報などの措置を講じ、必要な場合、その規定違反の情報を全国信用情報共有プラットフォームに登録し、企業に対する行政处罚は国家企業情報公示システムを通じて企業名を記録し、併せて社会に公示する。</p> <p>第二十二条 国内投資主体が本《弁法》の規定に基づき備案（認可）手続および情報報告の義務を履行しておらず、状況が重大な場合、関連主管部門は、各自の職責に応じて当該主体のための对外投资備案（認可）手続の取扱を暫時停止し、同時に相応の措置を講じる。</p> <p>第二十三条 関連主管部門は、監督管理業務実施の過程において、国内投資主体に脱税・外貨詐取などの行為があることを発見した場合、関連問題・手がかりを税務・公安・工商・外貨管理などの部門に渡し、併せて法に基づき処理しなければならない。</p> <p>第六章 附則</p> <p>第二十四条 中央が管理するその他単位</p>
--	--

<p>投資备案（核准）報告工作参照本《办法》执行。</p> <p>第二十五条 本《办法》由发布部门共同负责解释。</p> <p>第二十六条 本《办法》自发布之日起实施。</p>	<p>の对外投資備案（認可）報告業務は、本《弁法》を参照して執行する。</p> <p>第二十五条 本《弁法》は、公布部門が共同で解釈の責を負う。</p> <p>第二十六条 本《弁法》は、公布日より実施する。</p>
--	---